

# 国際図書館情報学会日本支部規約

平成 30 年 11 月 10 日

(名称)

第 1 条 本団体は、「国際図書館情報学会日本支部」と称する。英語名を International Library and Information Science Society, Japan Chapter と称する。

以下、英語名称の略称 I-LISS を用い Japan Chapter を日本支部と称する。

(事務局)

第 2 条 本団体は事務局を大阪市住吉区荻田 7-10-7-1105 電話・Fax 06-6607-3395 におく。ただしインド国チェンナイ市 SRM 大学図書館に置かれた本部団体の支部である。

(目的・基盤組織・経緯)

第 3 条 本団体は、アジア太平洋地域および国際的な図書館情報学の進歩発展、連携に寄与することを目的とし、日本におけるその活動の本拠となる。なお、I-LISS ホームページで、下記のようにその働きを示している。

世界文化を開発する 14 の国の 178 人の開始メンバーによって設立。図書、文献の研究に協力的な学者を組織する研究および 図書館と情報科学が関連した分野の研究会議、出版活動を国際的にめざす。本支部は上記の趣旨に則り、日本人研究者を中心に、図書館情報学の研究とその斡旋に努める。同支部は平成 28 年 7 月 11 人の発起人で成立の LISSASPAC Japan Chapter の会員を引き継ぎ平成 30 年 11 月 10 日に成立。

(活動内容)

第 4 条 本団体は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 機関誌の刊行(冊子体または電子通信形態とする)。機関誌の売価は第 7 条 (1) 場合を除き別に定める。
- (2) 研究成果発表のための研究集会の举行(海外研究の斡旋を含む)。
- (3) 共同研究・調査(外国人研究者の案内を含む)。
- (4) 国内外の関係団体・機関との連絡および協力。
- (5) その他必要と認める事業。

(会員と権利)

第 5 条 本団体の会員は本団体の基本理念および目的に賛同し入会した個人及び団体である。

必要に応じて特別会員を置く。

第 6 条 本団体への入会、会費納入、退会等に関しては、別に運営細則で定める。

第 7 条 会員は次の権利を有する。

- (1) 本団体の機関誌の配布を受ける。
- (2) 本団体の機関誌へ投稿することができる。
- (3) 本団体が開催する研究集会に参加できる。
- (4) 本団体が開催する研究集会における研究発表の申込みができる。
- (5) 総会への参加と議案提出ができる。
- (6) 会員は、役員選挙・被選挙権を有する。

(役員)

第 8 条 本団体に次の役員をおく。

会長 1 名

副会長 3 名

理事 6 名(ただし、会長、副会長、事務局長を含む)

監事 2 名

事務局長 1 名

顧問 1 名 (必要に際して)

第 9 条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本団体を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、代行する。
- (3) 理事は、理事会によって本団体の議事を審議決定する。理事会は細則を定め運営に責任を負う。
- (4) 監事は会の財政を監査し、毎年の総会に監査報告を行う。
- (5) 事務局長は会の事務に職責を有する。

第 10 条 前条の役員の選出は次のように行う。

- (1) 理事は会員の無記名投票によって選出する。
- (2) 監事は会員の無記名投票によって選出する。
- (3) 会長、副会長、事務局長は理事の中から理事の互選によって選出する。

(役員の任期)

第 11 条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 任期を 3 年とする。
- (2) 役員に欠が生じた場合には、前条]の規定によって補充する。補欠選出された役員の任期は、前者の残任期間とする。役員欠員補充に関する規定は別に定める。

(会議)

第 12 条 総会

- (1) 総会は年 1 回会長が定期に招集する。会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合は臨時に総会を開催しなければならない。
- (2) 総会は通信形態で行うことができる。この場合には、通信の到着を以って出席とみなす。
- (3) 総会の議決は出席会員の過半数で決定し、議長は賛否同数の場合のみ議決に加わる。

第 13 条 理事会

- (1) 理事会は会長が招集して年 3 回以上開催する。
- (2) 理事の半数以上の請求がある場合に会長はこれを招集する。理事会は、欠席者の委任状を含め理事総数の 2 分の 1 以上の出席で成立する。

第 14 条 委員会

理事会は、事業遂行のため、編集、研究等の専門委員会をおくことができる。

(会費、補助金、寄付金、奨励賞など)

第 15 条 会費等は次のとおり規定する。

- (1) 会費等の財務は理事会が主管し、事務局長の主担とする。
- (2) 本団体の会費額は、総会の承認を経て理事会が定め、別に規定する。

第 16 条 特別の収入および支出

本団体は、会費、補助金、寄付金およびその他の収入を得ることができる。

前記第 7 条 (2) 機関誌への投稿には投稿料を支払う。投稿料の仔細は別に定める。

本会奨励賞を設け、本会が評価する論文活動にこれを授ける。奨励賞の仔細は別に定める。

(報酬)

第 17 条 役員ほか会員への報酬は支払わない。ただし、領収書をもって明白な事務費、交通費、宿泊費用等正当な支出に対しては相当額が支払われる。

(年度)

第 18 条 本団体の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。監事はこの終了日をもって監査する。その監査結果を翌年度初めの総会に報告する。

(規約の改正)

第 19 条 本団体の規約を変更しようとするときは、理事会の議を経て、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

付 則

この規約は、平成 30 年 11 月 10 日から施行する。

付 則

この規約は、令和元年 10 月 27 日から施行する。

付 則

この規約は、令和 4 年 12 月 10 日から施行する。

◆運用細則 (規約第 6 条会員に関する規定依拠)

- 1 本団体への入会は、理事会の承認および、年度会費納入によって成立する。年度途中の入会の場合は次年度分の会費の納入をもって代える。
- 2 退会は本人の申し出または逝去による。既払いの会費等は返納しない。2 年度以上会費を納入しない場合は理事会の決議により退会とする。
- 3 特別会員は、本人の了とするところをもとに、会員の合意を得て選出される。特別会員は会費の納入を要せず、会員としての権利を行使できる。

◆会費 (規約第 15 条第 2 項依拠)

年度会費は、一人または 1 団体 3000 円とする。これは、年度開始日までに納入されなければならない。なお本部 (インド SRM 大学内) への年度会費はうち 1000 円とする。

◆機関誌

機関誌については別に定める。

◆奨励賞

奨励賞に関しては下記のとおりとする。  
奨励賞名は「I-LISS Japan Prize」とする。  
奨励賞は理事会の議を経て、必要時に与える。  
奨励賞の資源は寄付に依拠し特別会計とする。  
授与は本賞及び 1 万円とする。

◆特別会員 (規約第 5 条)

特別会員は、本人の了とするところをもとに、会員の合意を得て選出される。特別会員は会費の納入を要せず、会員としての権利を行使できる。

(平成 30 年 11 月 10 日初版制定 令和 4 年 12 月 10 日最終改訂)